関係する施政			記載事項(抜粋)
(主なもの)	おける字位内閉総	亚出10年1月96日	「パートタイム労働法の改正により、仕事に応じて正社員と均衡のとれた待遇が得られるようにするとともに、正規雇用への転換も促進します。」

担当部局名:雇用均等•児童家庭局

57 /T ch +/- n+ +/n		名:雇用均等•児童家庭局
評価実施時期:	<u> </u>	総務課少子化対策企画室
	地域における子育て支援等施策の推進を図る こと	政策体系上の位置付け 基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心し
施策名		て子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標 2
		利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること
	(VI - 2 - 1)	, , , = , , , -
施策の概要	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育でかな育ちを促進することを目的として、地域にる子育て支援拠点の設置を推進する。	において子育て親子の交流等を促進す
ルスツ似女	また、市町村が策定する市町村行動計画に基準を表現した。	
	進を図ることを目的として、次世代育成支援対るための次世代育成支援対策交付金(平成17	
		十戌に制政」を文刊する。
	【評価結果の概要】	ᇻᅠᅷᇛᆉᇋᅪᄔᄁᇛᆇᆂᄼᄼᅕᄥᄔᄝ
	│ 育児支援家庭訪問事業は、実施カ所数が増加 │防の取組みが進んでいる。ファミリー・サポート・1	
	る育児の相互援助活動により、個別のニーズに対	
	ている。短期入所生活援助(ショートステイ)事業	
	施か所数が拡大しており、児童を養育することが  充実している。延長保育促進事業、乳幼児健康3	
	元美している。延長休育促進事業、乳幼児健康と  所数を拡大してきており、近年の就労形態の多様	
	ズや、病児保育のニーズへの対応が図られてい	
	対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)	
	ける児童虐待の早期発見・早期対応の体制が強  1年度目標値に向け着々と取組が推進されており	
	推進が図られていると評価できる。	7、记录[25170] 自《文波寺》图象》
	(※太字部分は、重点評価課題該当部分)	
	(評価結果の分類)	
	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の	取組を続ける
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結界	<b>等</b> 】

### 施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等

	策目標に係る指標 達成水準/達成時期)					
(	建风小平/ 建风时朔/	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	育児支援家庭訪問事業の実施市町			96	400	451
	村数(単位:自治体)					
	(全市町村/平成21年度)					
2	生後4か月までの乳児のいる家庭	-		_	-	_
	への訪問件数(単位:件)					
	(全戸訪問/平成21年度)					
3	ファミリー・サポート・センター	262	301	344	437	480
	の設置か所数(単位:か所)					
	(710か所以上/平成21年度)		0.55	2.2.4	101	2.10
4	短期入所生活援助(ショートステ	_	355	364	481	643
	イ)事業実施施設か所数					
	(単位:か所)					
5	(870か所以上/平成21年度) 夜間養護等(トワイライト)事業		107	134	270	524
5	実施施設か所数		107	134	210	324
	(単位:か所)					
	(560か所以上/平成21年度)					
6	延長保育実施か所数(単位:か所)	10,600	11, 702	13, 086	13, 677	8, 976
	(16,200か所以上/平成21	10,000	11, 102	10,000	10, 011	0,010
	年度)					
7	乳幼児健康支援一時預かり事業実	351	445	496	598	集計中
	施か所数(単位:か所)					
	(1,500か所以上/平成21年					
	度)					
8	要保護児童対策地域協議会(虐待	702	967	1, 243		1, 271
	防止ネットワーク)を設置してい	(21.7)	(30.1)	(39.8)	(51.0)	(69.0)
	る市町村数 (単位:自治体)					
	(全市町村/平成21年度)     					

#### (調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。平成16、17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成16年度創設の事業であるため、 平成14年度~15年度の数値は記載できない。
- ・指標2は、平成19年度からの新規事業のため、数値は未記入。
- ・指標3は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課の調べによる。数値は、各年度の交付決定数である。
- ・指標4は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15~17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成15年度創設の事業であるため、平成14年度の数値は記載できない。
- ・指標5は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15~17 年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成15年度創設の事業であるため、平成14年度の数値は記載できない。
- ・指標6は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。数値は、各年度の交付決定施設数である。なお、平成18年度から公立保育所については一般財源化されたため、 交付決定施設数は民立保育所のみとなる。
- ・指標7は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。数値は、各年度の交付決 定数である。平成18年度の数値は、現在集計中である。
- ・指標8は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり(同法25条の2)、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、()内は、全国の市町村数に占める割合である。
- ・上記1、3~7の指標に係る事業については、平成17年度より次世代育成支援対策 交付金の特定事業(重点事業)として実施している。

関係する施政	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
閣の重要政策	第166回国会に おける安倍内閣総 理大臣施政方針演 説	亚战10年1月96日	「地方が独自の取組を推進し、「魅力ある地方」に生まれ変われるよう、(中略)子育て支援など独自のプロジェクトを考え、(中略)支援します」、「延長保育など多様なニーズへの対応を進め、仕事と子育ての両立支援に全力を尽くします」

評価実施時期:	平成19年8月		担当部人	局名:雇用均等•児童家庭局育成環境課
施策名	児童の健全な育 サービスを提供		]上に必要な	政策体系上の位置付け 基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
<b>加</b> 來石			(VI - 2 - 2)	施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を 提供し、子どもが健全に育成される 社会を実現すること
施策の概要	29条の2)、 ①放課後等の子 進)	以下のような必 ·どもの安全で健	要なサービスを	質の向上を目的として(児童手当法第 を提供する。 所の確保(放課後児童クラブの設置促・安心な遊び場の確保(児童館等の児
	童厚生施設の設 ③中・高校生等		あう機会の確保	呆(児童ふれあい交流の促進)
施策に関するに関する概と達成	ンろのがし価 (評価) 「大きでで、一般では、 で、一般では、 で、一般では、 で、一般では、 で、一般では、 で、一般で、 で、この、 で、、この、 で、、この、 で、、この、 で、、この、 で、、この、 で、この、 で、この、 で、この、 で、この、 で、この、 で、この、 で、この、 で、この、 で、、 で、、 で、、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	成び見がまや )	で応援プラン」に、 で応援プラン」に、 ででではいている。 ででででいるでは、 ででででいるでは、 でででででいるがらいる。 ででででいるがらいる。 ででででいる。 でででできるが、現在のででできる。 は、別定結り、現在のでできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、別にできる。 は、このでは、別にできる。 は、このでは、このできる。 は、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	
 関係する施政	<ul><li>L ついて検討す</li><li>施政方針演説等</li></ul>	年月日		記載事項(抜粋)
方針演説等内	第166回国会に おける安倍内閣総 理大臣施政方針演 説	平成19年1月26日		たちが自由に学び、遊んだり、地域の人たちとも触るよう「放課後子どもプラン」を全国で展開しま

評価実施時期:	平成19年8月		担当部局	B名∶雇用均等·児童家庭局保育課
施策名	保育所の受入児 様なニーズに対 すること			政策体系上の位置付け 基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保
			(VI – 2 – 3)	育サービスなどの子育て支援事業を 提供し、子どもが健全に育成される 社会を実現すること
施策の概要	保育所の受入児	童数を拡大する		だにする社会づくりを推進するため、 たなニーズに対応できる保育サービス (7等)。
施策に関する	連続で減少し、 これは、保育所い必要となる経成に向けて進展 (※太字部分は、 (評価結果の分類)	入児童数の増加 平成18年に初め 所の受入児童数 費を助成してきが していると評価 、重点評価課題	かて2万人を下回・ の拡大を図るため たこと等の成果で できる。	かに保育所の整備を推進し、それに伴 あると判断される。よって、施策目標達
に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	施策目標に係る技 (達成水準/達成水準/達成水準/ 1 待機児童数 ( (待機児童の) (調査名・資料と ・指標1は、雇	指標 成時期) (単位:人) 解消 <u>/一)</u> 出所、備考) 用均等・児童家庭 保育所への入戸	25,447 : 25局保育課の調べに	集 等】         H 1 5 H 1 6 H 1 7 H 1 8         26,383 24,245 23,338 19,794         こよる (各年4月1日現在数)。         こおり、入所要件に該当しているが、
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 第166回国会に おける安倍内閣総 理大臣施政方針演 説	<b>年月日</b> 平成19年1月26日	「延長保育など多様 援に全力を尽くしま	記載事項(抜粋) なニーズへの対応を進め、仕事と子育ての両立支 す」

担当部局名:雇用均等,児童家庭局育成環境課 評価実施時期:平成19年8月 政策体系上の位置付け 基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心し 子育て家庭の生活の安定を図ること て子どもを産み育てることなどを可 能にする社会づくりを推進すること 施策名 施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保 育サービスなどの子育て支援事業を 提供し、子どもが健全に育成される (VI-2-4) |社会を実現すること 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安 施策の概要 定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資す ることを目的とする。 【評価結果の概要】 児童手当制度は、児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う 児童の健全育成及び資質の向上に資するという政策目的に対し有効かつ効率的な制度で あり、児童手当の妥当性について子どものいる世帯の約7割が支持するという高い評価結 果が出ている。これは、児童手当に対する国民のニーズに対応しつつ児童手当制度を認 定、支給事務処理を含め適正に運営してきた成果の一つとして評価できるとともに、適時の 制度拡充により児童手当支給件数も増加していること等から、目標達成に向けて進展が あったと考える。なお、経済的支援としての児童手当は、仕事と子育ての両立の推進、保育 サービスの充実など各種施策が総合的に講じられることでより効果が発揮されるものと考え られる。 (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける 施策に関する 評価結果の概 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】 要と達成すべき 目標等 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) H 1 4 H 1 5 H 1 6 H 1 7 H 1 8 1 児童手当支給件数(単位:万件) 688 693 964 960 集計中 (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局の平成17年度児童手当事業年報による。 ・平成18年度の数値は、平成19年10月に確定値等を公表予定である。 ・平成16年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校就学前から小学校第3学 年修了前まで拡大。 ・平成18年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学 校修了までに拡大し、また、支給率が85%から90%となるよう所得制限を緩和。 施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) 「児童手当の乳幼児加算を創設し、3歳未満の第1子、第2子に対す 第166回国会に る手当を倍増し、一律1万円とします。」 おける安倍内閣総 平成19年1月26日 関係する施政 理大臣施政方針演 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)

担当部局名:雇用均等・児童家庭局総務課虐待防

評価実施時期:平成19年8月

止対策室 政策体系上の位置付け 基本目標VI 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制 男女がともに能力を発揮し、安心し て子供を産み育てることなどを可能 にする社会づくりを推進すること 施策目標3 児童虐待や配偶者による暴力等の発

> 生予防から保護・自立支援までの切 れ目のない支援体制を整備すること

# 施策名

(VI - 3 - 1)

## 施策の概要

児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待 の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保 護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。 併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人 相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。

#### 【評価結果の概要】

の充実を図ること

児童虐待防止対策については、市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防 止ネットワーク)の設置が促進されるなど市町村の体制が強化され、また、児童相談所 における24時間365日体制確保の促進など児童相談所の体制も強化されているところ である。また、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加によ り、施設の小規模化も進んでいるところであり、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早 期対応」、子どもの「保護・自立支援」の取組に一定の成果を示し、さらに、婦人相談員 |の設置数についても増加しており、DV被害の相談体制の充実が図られたことにより目 標達成に向けて進展があったものと評価できる。

(※太字部分は、重点評価課題該当部分)

(評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等

	策目標に係る指標					
(	達成水準/達成時期)					
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	要保護児童対策地域協議会(虐待	702	967	1, 243	1, 224	1, 271
	防止ネットワーク) を設置してい	(21.7)	(30.1)	(39.8)	(51.0)	(69.0)
	る市町村数(単位:自治体)					
	(全市町村/平成21年度)					
2	24時間365日体制が確保され	_			43	64
	ている児童相談所を設置している				(70.5)	(100)
	都道府県・市数(単位:自治体)					
	(全ての都道府県、指定都市、児					
	童相談所設置市/平成21年度)					
3	小規模グループケアや地域小規模	26	40	280	375	412
	児童養護施設の設置数					
	(単位:か所)					
	(845か所以上/平成21年度)					
4	婦人相談員の設置数	805	840	866	904	915
	(単位:か所)					
	(前年度以上/毎年度)					

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり(同法25条の2)、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、()内は、全国の市町村数に占める割合(%)である。
- ・指標2は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成14~16の数値は、事業開始が平成17年度からのため、記載できない。
- ・指標3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。
- ・指標4は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。

関係する施政			記載事項(抜粋)
閣の重要政策	第166回国会に おける安倍内閣総 理大臣施政方針演 説	平成19年1月26日	「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」

担当部局名:雇用均等,児童家庭局母子保健課 評価実施時期:平成19年8月 政策体系上の位置付け 基本目標VI 母子保健衛生対策の充実を図ること 男女がともに能力を発揮し、安心し て子供を産み育てることなどを可能 施策名 にする社会づくりを推進すること 施策目標4 母子保健衛生対策の充実を図ること (VI - 4 - 1)(1) 結核児童の療育、未熟児の養育医療に要する費用及び小児慢性特定疾患に掛 |かる医療費について必要な補助を行うなど児童に係る施策の推進、 (2) 救急医療を必要とする未熟児や周産期にある妊婦のうち特に危険度の高い者 施策の概要 などに対する高度な医療を提供するための周産期医療体制の充実を図る。また、不 妊治療の経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の 助成や不妊専門相談センター事業に要する費用の一部補助などの施策の推進 などの母子保健衛生対策の充実のための施策を推進する。 【評価結果の概要】 周産期医療ネットワークを整備している都道府県、不妊治療専門相談センターを設置し ている都道府県等、特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県等が共に増加して おり、着実に母子保健衛生対策の充実が進められていると評価できる。 (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) H 1 4 H 1 5 H 1 6 H 1 7 H 1 8 1 周産期医療ネットワークを整備し 20 24 30 38 39 ている都道府県数 施策に関する (単位:自治体数) 評価結果の概 (全都道府県に整備/平成19年 要と達成すべき 目標等 不妊治療専門相談センターを設置 28 36 51 54 56 している都道府県・市数 (単位:自治体数) (95都道府県市(全都道府県、 指定都市、中核市)で設置/平成 21年度) 3 特定不妊治療費助成事業を実施し 87 98 99 ている都道府県・市数 (単位:自治体数) (95都道府県市(全都道府県、 指定都市、中核市)で設置/平成 21年度) (調査名・資料出所、備考) ・指標1~3は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。 ・指標3の特定不妊治療費助成事業は平成16年度より実施されたため、平成14年度 及び平成15年度の数値は未記入 施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) 関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)

#### 担当部局名:雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課母 子家庭等自立支援室 評価実施時期:平成19年8月 政策体系上の位置付け 基本目標VI 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援 男女がともに能力を発揮し、安心し を図ること て子供を産み育てることなどを可能 にする社会づくりを推進すること 施策名 施策目標5 総合的な母子家庭等の自立を図るこ (VI - 5 - 1)母子家庭の母等の自立促進、生活の安定、就業促進を図るため、生活支援、就 施策の概要 業支援、養育費の確保、経済的支援策などの総合的な母子家庭等対策を推進する。 【評価結果の概要】 母子家庭等就業・自立支援センターの設置自治体数、自立支援教育訓練給付金事 業の実施自治体数、高等技能訓練促進費事業による資格取得者数については、母子 家庭の母等が就業相談、情報提供の提供を受けるとともに、職業訓練により就労に必 要な技能の修得できることから母子家庭の母の就業支援のために有効であると評価で |きる。いずれもの指標についても平成15年度の事業開始から着実に実績を伸ばしてお り、目標達成に向けた進展があったものと評価できる。

(評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける

#### 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

(※太字部分は、重点評価課題該当部分)

#### 施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)

Ш		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
	1 母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数(単位:自治体数) (全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度)	_	58	80	83	94
	2 自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数 (単位:自治体数) (全都道府県・市等/平成21年度)	_	158	327	439	620
	高等技能訓練促進費事業による資 3 格取得者数(単位:人) (資格取得者総数1,300人以 上/平成21年度)	_	253	574	709	集計中

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1~3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。平成14年度の数値は、平成15年度から事業を実施しているため記載できない。
- ・指標3の平成18年度の数値は、平成19年度中に確定する予定である。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
阁の里安政党	女 第166回国会に おける安倍内閣総 理大臣施政方針演 説	平成19年1月26日	「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況におかれている女性 に対し、行き届 いたケアや自立支援を進めます。」
(主なもの)			

評価実施時期:平成19年8月 担当部局名:社会•援護局福祉基盤課 政策体系上の位置付け 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成 基本目標VII 確保を推進すること等により、より質の高い 利用者の視点に立った質の高い福 福祉サービスを提供すること 施策名 祉サービスの提供等を図ること 施策目標2 福祉サービスを支える人材養成、 利用者保護等の基盤整備を図ること (VII - 2 - 1)より質の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉に関する専門性を持った人 材の養成、福利厚生の充実等による社会福祉事業従事者の確保、福祉サービスの質 施策の概要 の向上のための措置の援助等を行う。 【評価結果の概要】 (施策目標の評価) 介護福祉士・社会福祉士の養成及び定着促進、福祉サービスの質の向上及び利用者保 護に資する取り組み等を推進した結果、介護業務に従事する者のうち介護福祉士有資格者 割合及び第三者評価受審件数は着実に増加しており、相談業務に従事する者のうち社会福 祉士有資格者割合については、平成15年度と平成17年度では、指標の対象とする相談業 務に従事する者の範囲が一部異なるため、単純に比較することができず、今後の状況を注 視する必要があるものの、総体的には、質の高い福祉サービスを提供することについて一定 の進展があったと評価できる。 (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) H 1 4 H 1 5 H 1 6 H 1 7 集計中 社会福祉施設等で介護業務に従事 37 2 35 5 する者のうち、介護福祉士有資格 施策に関する 者割合(単位:%) 評価結果の概 (前年度以上/毎年度) 社会福祉施設等で相談業務に従事 要と達成すべき 12.5 11. 1 集計中 目標等 する者のうち、社会福祉士有資格 者割合(単位:%) (前年度以上/毎年度) 第三者評価受審件数(単位:件) 320 833 60 | (前年度以上/毎年度) (調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、「社会福祉施設等調査報告」(大臣官房統計情報部調べ)及び「介 護サービス施設・事業所調査」(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、毎年 10月1日現在の数値である。 指標1及び2は、平成14年度及び16年度の数値を取っていない。 ・指標1及び2は、平成18年度の数値は集計中であり、平成20年1月を目途に公表 ・指標2は、基となる統計の集計方法を変更したため、平成15年度と平成17年度では、対象とする「社会福祉施設等で相談業務に従事する者」の範囲が異なる。具体的 には、平成15年度においては、施設長、生活指導員及び医療ソーシャルワーカーと 平成17年度においては、施設長、生活指導員、生活支援員、職業指導員、作業 指導員、児童指導員、児童自立支援専門員及び児童生活支援員としている。 ・指標3は、全国社会福祉協議会調べによる。なお、本指標は、平成16年5月7日付けで発出した「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に基づき実施し ている事業に関する数値であるため、平成16年度から数値を記載しているものであ 施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) 関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:社会•援護局援護課

計価夫他时期	: 平成 1 9 年 8 月	1. ±4.\±.+4. 65 ) > ±1. 1			可省∶任会。			4
		と者遺族等に対し				•	上の位置付	17
施策名	○文 和、原 後 ○	の支給、療養の給付等の援護を行うこと 基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標3 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、 (VII-3-1)						
	国宏雄僧の料	生神に其べき 崩			<b>老</b> 書佐堂!	ァ針するは	空罐を宝は	11 てお
施策の概要	り、また、昭和	国家補償の精神に基づき、戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護を実施してお )、また、昭和館及びしょうけい館において戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦 中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承する事業を行う。						
	【評価結果の概							
施策に関する 評価結果の 連達成する 目標等	速かつ適切に実験では、	受者遺族等に対す 施されており、まだ した戦中・戦後の に向けて進展してい 質) 達成に向けて進展 票、測定指標、目記 る指標	で、昭和館 国民生活 しており、 標期間、測 位: 61 課審会福祉	及上できる。 現 <b>に対しています。</b> 現 <b>には、14</b> 14 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	ようけい館 苦を広く 取組を続い <b>果 等</b> 】 11 5 31,313 56,610 よる。 養務報告)」	において 国民に継承 ける H16 28,590 51,692	は、戦傷病 としているこ 日 17 26,035 46,956 房統計情報	者、戦没 とから、施 H18 23,781 集計中
	施政方針演説等	年月日			記載	事項(抜粋)		
関係する施 方針演説等 閣の重要 (主なもの)	为							

担当部局名:社会・援護局援護企画課中国孤児等

<u>評価実施時期:</u>	平成19年8月				対策室				
	中国残留邦人等	等の円滑な帰国を <sup>・</sup>	促進すると	: と	政	<b>牧策体系</b>	上の位置の	付け	
施策名	もに、永住帰国	国者の自立を支援	すること (Ⅶ-3-	祉 施 邦	サービス 策目標	の視点に スの提信 3 者、戦き 援護する	共等を図	・ 、中国残留 に、	
施策の概要		、等の円滑な帰国 目的として、帰国						自立の支援	
施策に関する 評価結果の概 達成すべき 目標等	(施策目標の評人 (施策目標の評人 (田邦人等のと評していると評価 (評価策目標の) (評価策目標の) (評価策目標の) (評価策 は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	【評価結果の概要】 (施策目標の評価) 中国残留邦人等に対する帰国援護、受入れ、定着・自立援護の適切な実施により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進、永住帰国者の自立支援という施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける  【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】  施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)  1 中国残留邦人等の帰国者数(単位 40 44 45 34 30 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11							
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日			記載事	項(抜粋	)		

#### 担当部局名:社会•援護局障害保健福祉部企画課 評価実施時期:平成19年8月 政策体系上の位置付け 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地 障害者の地域における自立を支援するため、 障害者の生活の場、働く場や地域における支 域でともに生活し、活動する社会づ 援体制を整備すること 施策名 くりを推進すること 施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に 提供される体制を整備し、障害者の 地域における自立を支援すること (VII - 1 - 1)障害者に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の 施策の概要 推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。 【評価結果の概要】 (施策目標の評価) 障害者自立支援法の制定により、施設・事業体系の再編や就労支援策の充実等の抜本的 な改正を行ったため、現行制度に対応する過去のデータを正確に採るのは不可能である が、現行制度に準じた指標を参考にすると、指標1、指標2が示すとおり、サービスが着実に 浸透している。 また、法施行に当たって様々な意見が存在することを踏まえ、総額1、200 億円規模の特別対策を実施しているところであるが、そのうち利用者負担の更な る軽減策として、負担感が大きいとされる通所・在宅サービス利用者の月額負担 上限を4分の1にする等の対策を講じ、障害者自立支援法の着実な定着を図って いる。 以上を踏まえると、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分) (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) H 1 4 H 1 5 H 1 6 H 1 7 H 1 8 グループホーム・ケアホームの利 1.9 集計中 2.4 2.8 3 4 用者数(単位:万人) (9万人以上/平成23年度) 施策に関する 2 訪問系サービスの利用者数(単位 4 3 5.4 8 6 11.1 集計中 評価結果の概 : 万人) 要と達成すべき (16万人以上/平成23年度) 日中活動サービスの利用者数(単 目標等 集計中 位:万人) (47万人以上/平成23年度) 一般就労への移行者数(単位:万 4 0.2 0.2 集計中 (平成17年度一般就労移行者数 の 4 倍以上/平成 2 3 年度) (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから 集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成17年度以前は、「新障害者プラン関係実績調査」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ) の「グループホーム」の各年度の数値である。 指標2は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成15~17年度は、「新障害者プラン関係実績調査」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)の「ホームヘルパー」の各年度の数値、平成14年度は、「障害者プラン関係保健福祉施工会は、原業海域である。 指標2は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったこ ・指標3は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから 集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成17年度以前は、「日中活動サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはで きない。 指標4は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、 集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成15年度は、「社会福祉施設等調査」(大臣官房統計情報部調べ)の数値であり、平成14、16及び17年度は数値を把握していないが、平成17年度については平成15年度の数 値に基づく推計値を記載している。

明 <i>広十</i> 7 # 16	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)		
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	第166回国会		障害者自立支援法の運用に当たり、きめ細かな負担の軽減など、必要な措置を講ずる		

	評価実施時期:	平成19年8月	担当部周	高名:年金周		1045	1.1	_
				# + 0 #		上の位置に	<u> </u>	
	施策名	公的年金制度の持続可能性を確何	呆すること	いを持ち	ができる 5、安心し	て暮らせ	:し、生き; :る社会づ	
				施策目標 老後生	- 活の経済	的自立の	基礎とな	る
			(X - 1 - 1)	所得保障	章の充実を	図ること		
	施策の概要	公的年金制度は、現在の高齢程 険料で賄うという、世代と世代の考え方のもと、終身にわたって存 など、長期間の社会経済の変動は を果たしている。	の支え合いの 高齢者の生活の	考え方に の基本部分	基づき成り 分を支え、	) 立って 賃金や物	らり、この 物価の上昇	)
		【評価結果の概要】						_
		(施策目標の評価)		上の光コ	@#A/LL	<b>※</b> 上 エ ニ	四本な レフ 川	<b>∕</b> ∗⊓
		公的年金制度については、①保険のみ(マクロ経済スライド)の導入、③基	基礎年金国庫負	負担割合の	引上げ、	1積立金の	)活用、の4	1
		つを柱とする平成16年年金制度改続可能な制度とされたところであり、			:負担の均	衡が適切	に保たれ、	持
		このうち基礎年金国庫負担割合の	引き上げについ	いては、法				
		へ引き上げるとともに、附則において 行った上で、平成21年度までに2分						
		沿って、「国民年金法等の一部を改 27号)により、平成19年度以降の基						
		上げ、約36.5%としたところである。	,					
		<ul><li>▼成16年年金制度改正後の記制度の安定性・公平性を確保す</li></ul>						
		ることとし、「同一保険料・同図るための厚生年金保険法等の						
		し、継続審議とされたところで	ある。パート	労働者に	対する厚	生年金遣	用につい	τ
		も、同法律案において、「正社  る。	員に近い」パ	ペート労働	者への選	[用拡大を	図ってい	
		また、財政再計算との乖離状況に ~17年度は、実績値が財政再計算						
		展していると評価できる。	,		, ,			
国際化への進展の対応については、人的交流が活発で、経済団体等から社会は 締結への要望が強かったチェコ、スペイン及びイタリアの3カ国との間で、それぞれ								
	協定の締結に向けて、平成18年度中に当局間協議を開始し、毎年1カ国以上という						ハう目標を達	達
成するとともに、在留邦人数が多く、経済団体等から協定締結への要望の強力である。 アとの間で、平成18年度中に当該協定を締結(署名)するなどの成果があった。								
		┃ (※太字部分は、重点評価課題 ┃	<b>題該当部分)</b>					
		(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展し	ており、現在の	取組を続	ける			
		【達成すべき目標、測定指標、目標	期間、測定結り	果等】				
		施策目標に係る指標						
	施策に関する 評価結果の概	(達成水準/達成時期)	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
	要と達成すべき	■						
	目標等	(平成16年財政再計算結果の教 以上/平成21年度まで毎年度)	数値					
			174. 1 184. 9	174. 6 171. 3	171. 1 167. 5	174. 2 163. 9	集計中 160.8	
		・国民年金 実績 財政再計算結果	11. 4 12. 5	11. 7 11. 3	11. 7 11. 0	12. 0 10. 8	集計中 10.6	
		2 マクロ経済スライドによる給付	寸水					
		準調整 (累積スライド調整率) 位:%)						
		(平成16年財政再計算結果の数 以下/平成21年度まで毎年度)	数値					
				_ _	_ _	0. 0 0. 0	0. 0 0. 0	
		3 当局間協議新規開始国数(単位)	立: 0	2	1	0.0	3	
		(1カ国以上/毎年度)						
•			52					

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、年金局数理課調べによるものであり、「実績」は、財政再計算と比較できるよう、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値(年度末現在)である。平成18年度の数値は集計中であり、平成20年6月頃に公表予定。なお、平成17年度については、年金資金運用基金及び年金・健康保険福祉施設整理機構への出資金のうち、給付費等への充当を予定しているものを含んでいる。また、「財政再計算結果」は、平成14年度は平成11年財政再計算結果に、平成15年度以降は平成16年財政再計算結果による。
- ・指標2は、年金局年金課・数理課調べによるものであり、マクロ経済スライドによる 給付水準調整(累積スライド調整率)は、平成16年年金制度改正において、将来の 保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよ う導入されたものである。なお、平成18年度時点では、物価スライド特例により、 原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が 解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われないこととされてい る。
- ・指標3は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定の締結に向けて、 当局間協議を新規に開始した国の数である。
- 当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。
   平成15年度 カナダ、オーストラリア
   平成16年度 オランダ

平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政	第166回国会 安倍内閣総理大臣 施政方針演説	平成19年1月26日	官民の間で公平な年金制度とするため、厚生年金と共済年金の一元化を実 現
方針演説等で 閣の重要政策 (主なもの)			

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:老健局老人保健課

<u>評価実施時期:</u>	平成19年8月		担当部局	8名:老健局老人保健	!課		
	政策体系上の位置付け						
施策名		が防・健康づくり いづくり及び社		がいて 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き は まる は ま	る限り自立し、生き るにして ること がくり・生きが でとともに でととも でととも でとと が とと が とと が と と ぎ で と き が に 、 で り た に 、 で り た に 、 で り た り た り た り た り た り た り た り た り た う と う と う と う た う た う た の た う た う た の た の た う た う た		
			(== = = /				
施策の概要	高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、介護予防が円滑に展開されるよう支援体制や評価体制を整備する。						
施策に関するに関する概とでは、とは、とは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	指ばに定に り実同るの給的( 評施 達 強 ) とは、 さス対高資平、施士評実者に※ 価施 成 環本 年防に表する報析法特れ部 の標 き に準 し位年し、 要を、策本年的よれで等定た分の。 目 係	大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	予・上と答のス市組的も、 題 し 標 割	てな栄すとた性をを業着あいますととない。 対象による養べとめ・対実に手るののの口齢 はをた。、り、を続ける。ず性したておのの口齢 はをた。、り、体を続ける。が性のでは、連条がは、ののののでは、はをた。、り、体をは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	A		
	(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、継続的評価分析事業の集計結果によるが、指標の分析方法等について現在検討中であり、平成20年秋に公表予定。また、継続的評価分析事業は平成18年度から実施しているものである。なお、集計結果等をまとめた報告書については、平成21年度に作成する予定。 ・指標2は、介護予防事業報告(老健局老人保健課調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年度中に公表予定。また、特定高齢者の把握は平成18年度から実施しているものである。						
	施政方針演説等	年月日		記載事項(抜粋	·)		
関係する施政 方針演説等内	第166回国会 安倍内閣総理大臣 施政方針演説		「医療や介護につい	<b>記戦争項(扱行</b> ては、政策の重点を予防	•		
閣の重要政策(主なもの)							
	Ī	Ĩ	l				

担当部局名:大臣官房国際課 評価実施時期:平成19年8月 政策体系上の位置付け 国際機関の活動への参画・協力を推進するこ 基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行 施策名 政を推進すること 施策目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと (X-1-1)保健医療・公衆衛生・雇用・労働・社会分野における様々な課題について、国際社 会に貢献するため、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、経済協力開発機構(OECD)等の国際機関を通じて、技術協力事業、国際的な研究・分析事業 施策の概要 へ協力する。 【評価結果の概要】 (施策目標の評価) 保健医療・公衆衛生・雇用・労働・社会分野において、我が国が保持する高度な技術を活 用し、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、経済協力開発機構(OECD)等の国際 機関を通じた技術協力事業、国際的な研究・分析事業へ協力することで、効果的に国際社会 に貢献することができると評価している。 (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 施策に関する ※施策に係る目標については、関係国際機関の目標等を反映させることとしているため、 評価結果の概 要と達成すべき 当該欄に施策目標に係る指標等は記載していない。 目標等 施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) 関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)

評価実施時期:平成19年8月 担当部局名:大臣官房厚生科学課 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実 政策体系上の位置付け 施を確保すること 基本目標XI 国民生活の向上に関わる科学技術の 施策名 振興を図ること 施策目標2 研究を支援する体制を整備すること (XI - 2 - 1)厚生労働科学研究の振興を促し、もって、保健医療、福祉、生活衛生、労働安全 施策の概要 衛生等厚生労働行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る。 【評価結果の概要】 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施には、各種指針を踏まえた評価体 制の構築と適切な評価の実施が不可欠である。この点、施策目標に係る指標をみると、 各研究事業で評価委員会が着実に開催されていることから、施策目標の達成に向けて 着実に進展していると評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分) (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】 施策に関する 評価結果の概 施策目標に係る指標 要と達成すべき (達成水準/達成時期) 目標等 H 1 4 H 1 5 H 1 6 H 1 7 H 1 8 1 研究評価委員会の開催件数 41 54 57 62 59 (単位:回) (指針に基づいて年1回以上/毎 年度) (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 記載事項(抜粋) 施政方針演説等 年月日 関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)

評価実施時期:平成19年8月 担当部局名:大臣官房統計情報部 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこ 政策体系上の位置付け れに併せた業務や制度の見直しにより、国民 の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化 基本目標XⅡ を図ること 施策名 国民生活の利便性の向上に関わるIT 化を推進すること 施策目標1 電子政府推進計画を推進すること (X II - 1 - 1)国民の利便性・サービスの向上を目的としてITが活用される電子政府を実現す るため、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続においてオンライン利用率を 施策の概要 2010年度までに50%以上とするとともに、政府全体の業務・システム最適化 を図るための取組を行う。 【評価結果の概要】 オンライン利用促進については、行動計画に沿って添付書類の省略、電子署名の簡略 化、電子申請利用促進週間を利用した広報普及活動、電子申請利用の手引の作成等の 取組を行った結果、平成18年度の電子申請の実績等は77手続全体で1,013万件、目標 利用件数に対する達成率は72%、オンライン利用率は7.4%であった。 また、平成18年度の取組結果を受け、平成19年3月には行動計画の改訂を行い、磁気 媒体届書作成プログラムが利用可能な手続の追加、大規模事業所への個別訪問による協 力依頼の実施等、更なる利用促進対策を盛り込んだ。 以上より、オンライン利用率については初年度として一定の成果を上げ、また、利用率 をさらに向上させるために行動計画の改定を行ったことにより、施策目標の達成に向けて 進展していると評価できる。 (個別目標2については、成果重視事業評価により評価を行う。) (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける 施策に関する 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】 評価結果の概 要と達成すべき 目標等 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) H14H15H 1 6 H 1 7 H 1 8 1 申請・届出等手続のオンライン利 7.4 用率(単位:%) (50%以上/2010年度) (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房統計情報部情報企画室の調べによる。 • 備考: ① 数値は、行動計画に記載された77手続の個別システム及び汎用受付システム の実績値である。 ② 指標1に係る事業の開始は平成18年度からのため、平成14~17欄の指標 は未記入。 ③ 一部手続において暫定値を計上している。 施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) 関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)